

II 宮崎県の環境の現況と対策

第4部 自然環境の現況と対策

第1章 野生動植物	127
第2章 鳥獣保護	131
第3章 自然公園	133
第4章 環境保全地域の指定	134
第5章 普及啓発及び調査	136
第6章 自然環境の健全利用	139

第4部 自然環境の現況と対策



第1章 野生動植物

第1節 植物の現況

1 植生

本県の立地や気候条件等からみると、人間による改変が加えられる前の原植生は海浜域や火山性荒原域・湿原や水域等を除けば、標高 1,000m 以下はヤブツバキクラス(照葉樹林域)に、標高 1,000m 以上ではブナクラス(ブナ林域)に属する森林性の植生となっていました。

しかしながら、これらの原植生は、農林畜産業による改変や、宅地・工業立地による消失などにより減少し、多くの面積が農耕地・植林などの代償植生(人為的干渉を受けた植生)や市街地になっています。

現存植生のうち自然植生を海岸、平地、山地の地域別に見ると、海岸部の砂浜にはハマゴウ、コウボウムギなどが優占する砂丘植生が、その後方や沿海地にはマサキトベラ群集、オニヤブソテツ・ハマビワ群集、ムサシアブミ・タブノキ群集などがみられ、県南部ではビロウ群集やソテツ群落も見られます。

平野部の丘陵地から標高 1,000m までの照葉樹林域には、ミミズバイースダジイ群集、ルリミノキ・イチイガシ群集、イスノキ・ウラジログシ群集、シキミーモミ群集、コガクウツギーモミ群集などが見られます。特に綾町には日本最大級の照葉樹林が残っています。

標高 1,000m 以上のブナ林域では、シラキ・ブナ群集、リョウブ・ミズナラ群落、アケボノツツジ・ツガ群集、サワグルミ群落などがみられ、霧島山系の風衝地にはマイヅルソウ・ミヤマキリシマ群集、ヤシヤブシ群落などが分布しています。

代償植生で広く分布するのはスギ、ヒノキの植林で県央・県南をはじめ全県下にわたって多く見られます。クロマツ林が沿海低地部に多く見られます。広葉樹植林はクヌギ、コナラ、ケヤキ、イチイガシなどで、クヌギは県北西部の山間部に比較的まとまって見られます。またかつては薪炭林として利用された二次林のシーカシ萌芽林も全県下に散在しています。

2 植物

本県の野生維管束植物は 2,833 種(雑種を含む)といわれています(三訂・宮崎県版レッドデータブック 2020 年度改訂版、以下「改訂版レッドデータブック」という。)

また、地理分布要素として、南方要素、中国中部要素、日本要素、中国東北部要素、北方要素などが認められ、ことにシダ植物では、圧倒的に南方要素が多くなっています。

3 貴重な植物

(1) 植物群落

改訂版レッドデータブックには「ウバメガシ群落(トベラ・ウバメガシ群集、延岡市)」等単一群落が 93 群落、「虚空蔵島の亜熱帯性植物群落(日南市南郷町)」等群落複合が 161

群落、合計 254 群落が掲載されています。

(2) 天然記念物

植物に関係した天然記念物では、国の特別天然記念物として「青島亜熱帯性植物群落」等 3 件、天然記念物として「ノカイドウ自生地」等 31 件が指定されています。また、県の天然記念物として「オニバス自生地」等 19 件が指定されています。

(3) 絶滅危惧種

改訂版レッドデータブックには、維管束植物（種子植物、シダ植物）として 1,218 種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 IA 類としてヒノタニリュウビンタイ等 533 種、IB 類としてスギラン等 178 種、絶滅危惧 II 類としてマツバラシ等 173 種です。

(4) 宮崎県の固有種

地球上で本県にしかない植物（宮崎県固有種）は、キバナノツキヌキホトトギス、オオヨドカワゴロモ等 19 種あります。（令和 7 年 3 月末現在 宮崎県総合博物館調べ）

4 自然林と人工林

令和 7 年 3 月末現在の森林面積は 585,394ha で、このうち人工林は 56.2%、天然林は 40.2% となっています。

人工林（民有林）の植生は、スギ、ヒノキなどの針葉樹林が 91.5%と、圧倒的に大きな割合を占めており、森林の持つ多面的機能を発揮させる観点から森林を適正に管理することが必要となっています。

第 2 節 動物の現況

1 哺乳類

本県に生息する野生の哺乳類は、42 種が確認されています。イノシシ、タヌキ、アナグマ、ニホンザル、ニホンジカ、キツネなどはかなり広い範囲に分布しています。本県に生息する哺乳類のうち、ニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは国の天然記念物に指定されています。

また、改訂版レッドデータブックには、22 種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 IA 類としてクロホオヒゲコウモリ 1 種、絶滅危惧 IB 類としてニホンモモンガ等 3 種、絶滅危惧 II 類としてカワネズミ等 7 種です。

2 鳥類

宮崎県内で確認された野生鳥類は 366 種・亜種で、その中の 71 種が改訂版レッドデータブックに掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 IA 類としてクロツラヘラサギ等 4 種、絶滅危惧 IB 類としてミゾゴイ、カムリウミスズメ等 10 種、絶滅危惧 II 類としてヨシゴイ、ホウロクシギ等 17 種です。

3 両生類・爬虫類

本県内でこれまでに確認されている両生類は、サンショウウオ類・イモリ類6種、カエル類11種、爬虫類は、カメ類7種、トカゲ8種、ヘビ類10種です。

この中で、カメ類は、海産のカメ類が多く確認されています。特に、宮崎市周辺海岸はアカウミガメの産卵地として知られており、宮崎市佐土原町、新富町、高鍋町、延岡市、日南市の海岸を含めて県の天然記念物に指定されています。

改訂版レッドデータブックには、爬虫類・両生類合わせて15種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠB類としてオオイタサンショウウオ等3種、絶滅危惧Ⅱ類としてアオウミガメ等4種です。

4 魚類

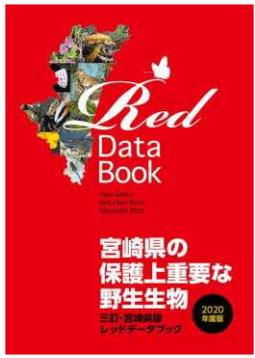
本県で確認された魚類は約1,300種で、その中の35種が改訂版レッドデータブックに掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてアリアケギバチ等の4種、絶滅危惧ⅠB類としてニホンウナギ等2種、絶滅危惧Ⅱ類としてクボハゼ等6種です。

5 昆虫類

本県では7,200種以上の昆虫が確認されており、その中の414種が改訂版レッドデータブックに掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてコバネアオイトトンボ等23種、絶滅危惧ⅠB類としてグンバイトンボ等36種、絶滅危惧Ⅱ類としてヨドシロヘリハンミョウ等82種です。

宮崎県版レッドデータブック(平成20年、平成28年はレッドリスト)掲載種					
カテゴリー区分	平成12年3月	平成20年3月	平成23年3月	平成28年3月	令和4年3月
絶滅	34	43(+9)	49(+6)	52(+3)	52(0)
野生絶滅	3	5(+2)	4(-1)	5(+1)	6(+1)
絶滅危惧Ⅰ類	434	553(+119)	669(+116)	829(+160)	967(+138)
絶滅危惧Ⅱ類	193	207(+14)	233(+26)	316(+83)	375(+59)
準絶滅危惧	325	358(+33)	387(+29)	494(+107)	652(+158)
情報不足等	199	197(-2)	113(-84)	132(+19)	192(+60)
計	1,188	1,363(+175)	1,455(+92)	1,828(+373)	2,244(+416)
		<p>※上記の表の数字には、その他保護上重要な種は含んでおりません。</p> <p>宮崎県版レッドデータブック(レッドリスト)は、本県に生息・生育する野生生物を絶滅のおそれの程度により、ランク付けしたものであり、各分類群ごとに一覧表となっています。</p> <p>レッドリストにリストアップされた種について、生息・生育状況等の解説を記載したものが、レッドデータブックです。</p> <p>宮崎県版では、環境省のカテゴリー区分に準じた上で、さらに細分化したほか、掲載種ごとに宮崎県における「種の重要度」を設定しています。</p>			

第3節 野生動植物の保護対策

1 宮崎県野生動植物の保護に関する条例の制定

本県には、豊かな自然環境の中に約1万種といわれる多くの野生動植物が生息又は生育していますが、近年、人間の活動等によって大きな影響を受けており、絶滅のおそれが生じている野生動植物もあります。こうした野生動植物を保護するためには、地域レベルで保護対策を行うことが非常に重要であり、かつ、効果的です。

このため、県内の野生動植物を保護し、人と自然の共生する宮崎づくりを行うために、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」を平成17年12月に制定し、翌年4月1日から施行しています。

2 指定希少野生動植物の指定

本県の希少な野生動植物のうち、乱獲や環境悪化等により絶滅のおそれがあり、特に保護を図る必要があるものを「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲、採取、殺傷又は損傷を禁止しています。

平成18年3月にオナガカンアオイ（維管束植物）やアカメ（魚類）など37種、平成18年11月にカザグルマ（維管束植物）など5種、平成26年10月にハナゼキショウ（維管束植物）やゴマシジミ（昆虫）など7種、49種を指定しています。

3 重要生息地の指定

本県の野生動植物を保護するために、その重要な生息地を「重要生息地」として指定し、県民一体となって保護に取り組んでいます。

重要生息地は、令和7年3月末現在、15か所となっており、新たな重要生息地の指定に向け、調査・検討を行っています。



指定希少野生動植物（アカメ）



重要生息地（熊野江川河口海浜域）

4 生態系の保護・保全・回復活動の支援

宮崎県森林環境税を活用し、シカの食害等により危機に瀕している多種多様な生態系の保護、保全、回復活動を実施する市町村や団体等の支援を行う事業を実施しています。令和6年度は6市町村で希少野生動植物の保全活動等を支援しました。

第2章 鳥獣保護

第1節 鳥獣保護管理の概要

野生鳥獣は、種によっては生息域の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系等に係る被害が深刻な状況にあることから、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理が必要となっています。

このため、県では、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区等の指定・期間更新、鳥獣の保護管理を行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発、野鳥の森の維持管理等を行っています。

第2節 鳥獣保護区の設定等

1 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため指定するもので、国指定鳥獣保護区と県指定鳥獣保護区があります。いずれも20年以内の存続期間を定めて指定するもので、区域内においては狩猟が禁止されるとともに、鳥獣の生育及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌施設の設置等の保護施策を講じる場合、所有者等に受忍義務が生じます。

また、鳥獣保護区内において、特に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場所については、特別保護地区を指定し、立木の伐採及び工作物の設置の制限等を行っています。

2 休 猟 区

休猟区は、狩猟鳥獣の自然繁殖を促進し、狩猟の永続化を図るため、原則として3年間狩猟を禁止するものであり、地元の意見にも十分配慮しながら必要に応じて設定することとしています。

3 特定猟具使用禁止区域（銃）

特定猟具使用禁止区域（銃）は、人身に対する危険防止の観点から、市街地周辺や学校、病院等を含む地域あるいは多数の住民が散策等に利用している区域等について指定することとしています。

鳥獣保護区等の状況（令和7年3月末現在）

（県土面積 773,531ha）

区 分	箇 所 数	面積 (ha)	県土面積比 (%)
鳥 獣 保 護 区 (うち特別保護地区)	98 (9)	59,551 (2,510)	7.7 (0.3)
休 猟 区	0	0	0
特定猟具使用禁止区域（銃）	65	18,778	2.4
計	163	78,329	10.1

第3節 鳥獣の保護増殖等

国鳥であるキジの放鳥等を通じて、県民の野生鳥獣の保護思想の普及啓発や自然保護に対する意識の向上に努めています。

1 キジの放鳥

鳥獣保護区等において人工増殖によるキジ（120日雛）の放鳥を8月～10月頃を実施し、鳥獣の保護増殖に努めています。

また、県で指定した愛鳥モデル校の生徒等と、キジ放鳥を実施し、鳥獣保護思想の普及を行っています。

2 野生鳥獣の保護思想の普及啓発

野鳥への愛護思想の普及啓発を図るため、県内の小中高生を対象に、ポスター・書を募集し、表彰を行う愛鳥作品コンクールを開催しています。

また、ポスターの入賞作品については、県の推薦作品として全国コンクールに応募するとともに、夏休み期間中に大淀川学習館等で展示会を開催しています。

第4節 鳥獣の保護管理

1 有害鳥獣の適正な捕獲

野生鳥獣による農林水産物等の被害を防止するため、生息数や農林水産物等への加害状況に応じて有害鳥獣の捕獲を実施しています。

迅速かつ効果的な捕獲を実施するため、平成8年度から市町村長に一部の有害鳥獣について捕獲許可の権限を委譲しており、令和6年度末で狩猟鳥獣46種類やその他の鳥獣10種類、特定外来生物（鳥綱、哺乳綱）等の許可権限を移譲しています。

なお、シカ、サル、イノシシによる農林作物等への被害が深刻化していることから、県においては、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、シカやイノシシの狩猟期間を延長するなどの規制緩和や、生息密度の高い地域や被害が甚大な地域において、県の委託による捕獲事業を実施し、被害の軽減と適切な個体数管理に努めています。

2 鳥獣保護区内等における農林産物の被害防止

鳥獣保護区内やその隣接地、また住宅集合地周辺等におけるイノシシ、シカ、サル等による農林産物の被害防止を図るため、電気防護柵、音響式防除機及び箱わな等の設置補助事業を実施しています。

第3章 自然公園

第1節 自然公園の現況

国立公園は我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地として、国定公園は国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地として、また、県立自然公園は県を代表するすぐれた自然の風景地として、多くの人々に利用されています。

現在、霧島錦江湾国立公園のほか、日南海岸、祖母傾、日豊海岸、九州中央山地の各国定公園及び祖母傾ほか5か所の県立自然公園が指定されており、その陸域の総面積は91,919haで、県土の面積の約12%を占めています。また、日南海岸国定公園及び日豊海岸国定公園の2公園に12地区105haの海域公園地区が指定されています。（135ページに位置図）

第2節 自然公園の保護と施設の整備

自然公園にあっては、自然公園の優れた風致景観を保護するため、その区域に特別地域（特別保護地区、第1種から第3種特別地域）及び海域公園地区を指定し、当該地域地区内における風致景観を損なうおそれのある一定の行為については、環境大臣又は都道府県知事等の許可を受けなければしてはならないことになっています。

また、その他の普通地域においても、一定の行為について都道府県知事に対し、届け出なければなりません。

自然公園における利用施設の整備については環境省直轄事業、自然環境整備交付金事業、県費単独事業、市町村に対する県費補助事業等の制度があり、国・県・市町村により執行されています。



わにかが県立自然公園



西都原杉安峽県立自然公園



母智丘関之尾県立自然公園



祖母傾県立自然公園

第4章 環境保全地域の指定

県内に存在する美しく豊かな自然を保護し、これを次の世代に引継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。

本県では、昭和48年3月に「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」が制定され、この条例に基づき自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定することにより、本県のすぐれた自然環境の保護と創出を図ることとしました。

第1節 自然環境保全地域の現況と対策

自然環境保全地域の指定は、すぐれた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼及び河川、貴重な植物の自生地、野生動物の生息地等でその自然環境がすぐれた状態で、一定面積をもった地域について、県土の保全、農林漁業等地域住民の生業の安定、福祉の向上、資源の長期的確保等の諸条件を考慮しながら行うこととされています。

現在、^{かしぼ}檜葉自然環境保全地域及び^{かもんだけ}掃部岳北部自然環境保全地域の2か所が指定されており、関係市町村と連携して、地域の保全に必要な監視、立入者に対する指導等を行っています。

第2節 緑地環境保全地域の現況と対策

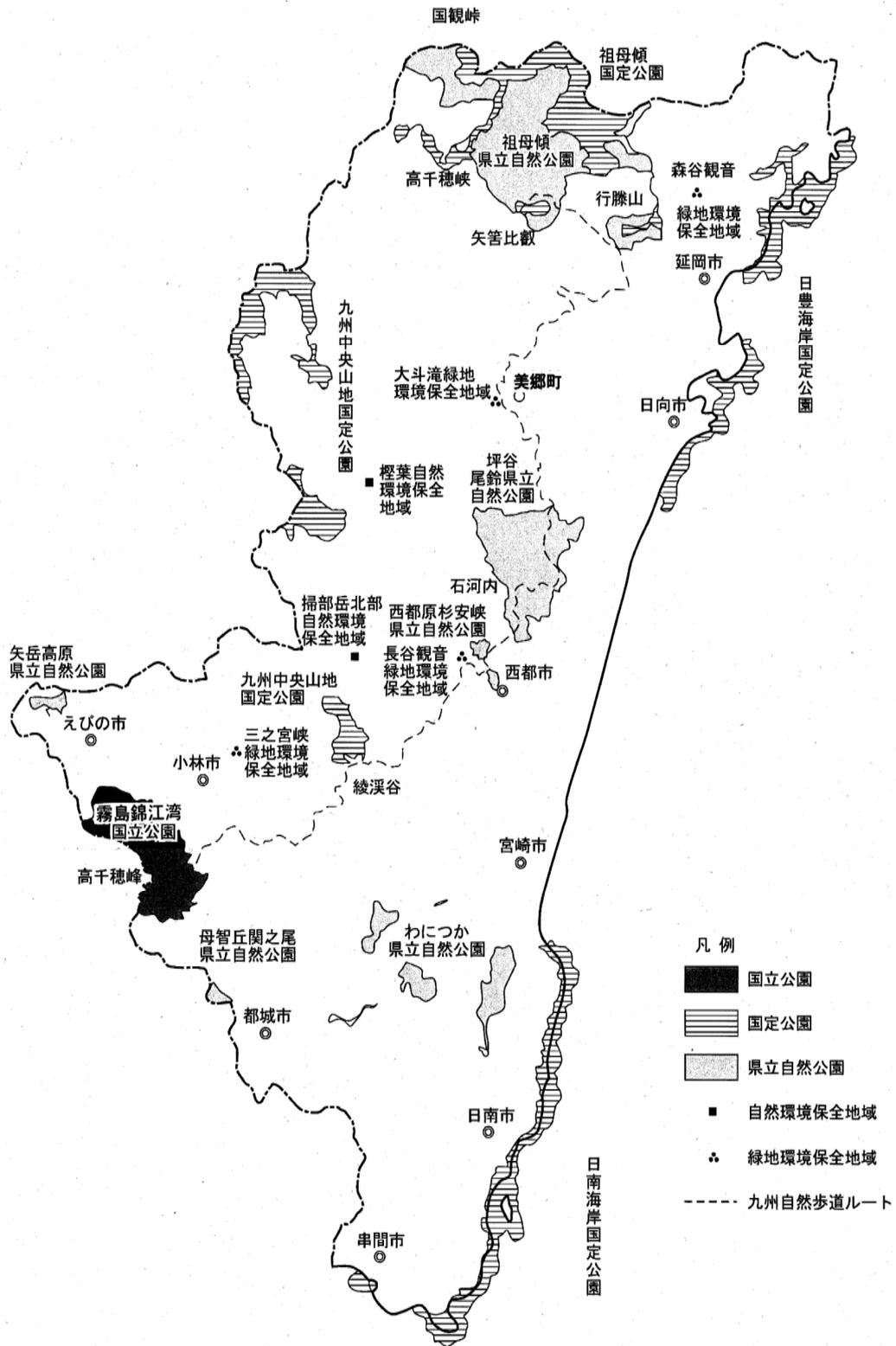
緑地環境保全地域の指定は、都市周辺における自然環境の保護と創出を図るために必要な樹林地、池沼、丘陵、河川又は海岸の区域若しくはその地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成している地域について、地域住民の生業の安定、福祉の向上等自然的・社会的諸条件を考慮しながら行うこととされています。

現在、^{もりや}森谷観音緑地環境保全地域、^{おせりのたき}大斗滝緑地環境保全地域、^{はせ}三之宮峡緑地環境保全地域、^{はせ}長谷観音緑地環境保全地域の4か所が指定されており、関係市町村と連携して、地域の保全に必要な監視、立入者に対する指導等を行っています。



三之宮峡緑地環境保全地域

2. 自然公園等位置図



第5章 普及啓発及び調査

第1節 自然保護の普及啓発

1 自然保護推進員

自然環境の保護と創出を十分に図るためには、県民一人ひとりが保護と創出の精神を身につけ、推進していくことが何よりも大切です。

このような考えのもとに、昭和47年9月に「自然保護推進員設置要綱」を定め、県内に居住し、自然保護について理解と熱意を有する15才以上の者が、自然保護推進員として本県の自然保護推進の核となって、自然環境の保護と創出を推し進めています。さらにこの制度の積極的な推進を図るため、昭和48年3月に制定した「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に盛り込みました。

現在、第21期(令和5年6月1日～令和8年5月31日)の自然保護推進員がそれぞれの地域で活動しています。

自然保護推進員の役割として、次に掲げることを期待しています。

- ① 自然に対するプリザーバー（保護を推進する人）として、自然のよき理解者となる。
- ② 自然に関するカウンセラー（相談を受ける人）として、自然保護に関し、地域住民のよき相談相手となる。
- ③ 自然についてのアドバイザー（助言する人）として、かくれているすぐれた自然の発見、紹介、自然の保護、創出等について助言する。

自然保護推進員がこれらの役割を十分果たせるよう、自然保護に関する研修会の開催や啓発紙「ecoみやざき」を配付するなど自然保護思想の普及啓発に努めています。

2 県民緑化推進運動

令和6年県民緑化推進運動は、「わたしが紡ぐ 緑で紡ぐ 未来を紡ぐ」をテーマに、2月1日から5月31日までを「県民緑化推進運動強化期間」と定め、みどり豊かな住みよい郷土づくりを目指し、緑の募金運動等を展開しました。

(1) 街頭キャンペーン

「令和6年県民緑化推進運動」の一環として、イオンモール宮崎ヒナタテラスにおいて、緑化用苗木を配布し、自然保護意識の街頭啓発を行いました。

(2) 緑の募金運動

県緑化推進機構、各地区・市町村みどり推進会議、みどりの少年団、協賛・支援団体等関係機関の協力のもとに、普及啓発活動と併せて緑の募金活動を行い約2,495万円の実績がありました。

(3) 緑化功労者表彰等

県民の緑化意識の高揚を図り、みどり豊かな生活環境づくりに資するため、緑化功労者及び学校環境緑化優秀校の表彰を行いました。

(4) 植木市等における「樹木医による緑化相談」の開催

11月16日、令和7年2月23日、3月9日に宮崎市で開催されたみやざき植木市において、樹木医による緑の相談所を開設し、家庭緑化の普及と緑化意識の高揚に努めました。

(5) みどりの少年団の育成

緑と親しみ、緑を愛し守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的として、みどりの少年団の活動支援を行いました。また、7月20日～21日に、小林市ひなもり台県民ふれあいの森において、各団の指導者及び少年団員の参加による総合研修大会を実施しました。

3 県民参加の森林づくり

県民参加の森林づくりを推進するため、宮崎県森林環境税を活用し、ボランティア等による森林づくり活動や森林環境教育の実践活動等への支援を行いました。

(1) ボランティア活動への支援等

みやざき森づくりボランティア協議会の情報発信や研修活動等及び森林ボランティア41団体の森林づくり活動への支援を行うとともに、森林ボランティア団体等が実施する植樹活動に必要な苗木12,233本を提供しました。

また、企業の森づくりにおいて、新たに住友ゴム工業株式会社宮崎工場ほか2件に関する森林づくり整備・保全協定を締結しました。

(2) 森林環境教育

森林環境教育に取り組む50の地域や学校等に支援を行いました。また、森林への理解を深めるため、林業現場等を巡るバスツアーを実施し、108人の参加がありました。

第2節 野生動植物調査

自然環境の保全施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、県内に生息する野生動植物について、現地調査、文献調査等による野生動植物生息状況等調査を実施しています。

調査結果は、改訂版レッドデータブックやレッドリストの改訂・見直しのための資料としても、活用されます。

企業の森づくり

企業の森づくり」制度は、環境保全等社会貢献に関心の高い企業や団体等に地域の方々とともに森林保全活動に参画していただくものです。

県では、平成 22 年度に設立した「みやざき森づくりコミッション」とともに、企業と森林所有者や森林組合等とのコーディネートを行っています。

＜取り組まれている企業＞（令和 7 年 3 月現在）

旭化成（株）延岡支社 （株）宮崎放送 （株）ケーブルメディアワイワイ
住友ゴム工業（株）宮崎工場 霧島酒造（株）

宮崎県砕石事業協同組合連合会 コカ・コーラボトラーズジャパン（株）
（株）KCAA 宮崎オーシャンライオンズクラブ （株）NPK

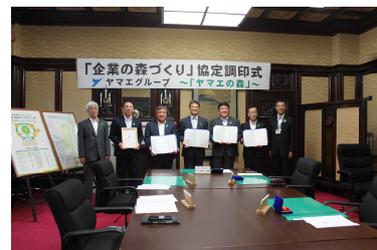
宮崎キヤノン（株） 旭有機材（株） 損害保険ジャパン（株）

（株）宮崎森林発電所 （株）九南

キャタピラー九州（株） 西日本高速道路（株）九州支社

（株）サン・ホーム 木脇産業（株） 山崎（株） （株）宮崎日日新聞社 （一社）宮崎県トラック協会

宮崎ガス（株） 東郷メディキット（株） ヤマエ久野（株） 安井（株）



第6章 自然環境の健全利用

第1節 温泉

1 温泉の現況

本県の温泉地の分布は、えびの・小林地区に比較的多く、宮崎、都城、日南などの県中南部に点在しており、県北部はほとんどありませんでしたが、近年の市町村の温泉開発により、その分布は全県的に広がってきました。

令和7年3月末現在、本県の源泉総数は199、総ゆわ出量 25,387 ℓ/分です。

2 温泉の利用状況

令和7年3月末現在の本県の源泉総数 199 のうち、利用が 144、未利用が 55 となっています。

第2節 県民の森等

1 ひなもり台県民ふれあいの森

趣 旨 等	昭和48年4月に開催した第24回全国植樹際会場跡地の活用を図るため、昭和52年に設置した「宮崎県青少年研修の森」が前身であり、平成元年には「ひなもり台県民ふれあいの森」に名称を変更し、県民の保健休養及び森林・林業とのふれあいの場として整備した。平成10年には、アウトドアライフ志向の高まりのなかオートキャンプ場を拡充整備した。
所 在 地	小林市細野字山中之前 5739 番地 14 他
面 積	約 310ha
位 置	小林駅から南南西に約 8 km の位置にあり、海拔 500～700m の霧島錦江湾国立公園の地域内にある。
林 相	大部分がスギやヒノキの人工林であり、除・間伐等の保育作業が必要な林分から 90 年生の林分まで幅広い林齢構成を成している。 谷筋や尾根等には、常緑広葉樹を主とする自然林が分布し、幹周りが 3m を超えるアカガシ、スダジイ、タブノキ等の巨木が多数見られる。
施 設	森林体育館、集合訓練広場、自然観察歩道、クロスカントリーコース、野鳥の池等 ひなもりオートキャンプ場（約 4 ha） センターハウス、キャビン 14 棟、テントサイト 103 区画等
利 用 者	令和 6 年度：72,296 人（うちオートキャンプ場：16,725 人）
設置・管理等	宮崎県（森林経営課）、指定管理者：公益社団法人宮崎県森林林業協会

2 明治百年記念の森（行滕山県民の森）

趣 旨 等	昭和 46 年に「明治百年記念事業」として、県民の保健休養・自然愛護思想の向上・野生鳥獣の保護・青少年の情操教育を目的に設置した。
所 在 地	延岡市行滕町 751 番地の 1
面 積	74ha
位 置	延岡駅から西に約 8 km の位置にあり、海抜 600～720m の祖母傾県立自然公園の地域内にある。
林 相	森全体が自然林で峰筋には樹齢 70 年生以上のアカマツ、ツガ等の針葉樹が点在し、その他は 65 年生以上のカシ類、ツバキ、カエデ類、コナラ等の広葉樹が混成している。 また、林内には幅 3 m、長さ 1 km 程度の溪流があり、その清流に映える四季の自然の姿は、休養林としてふさわしいものがある。
施 設	東屋 1 棟、遊歩道
利 用 者	令和 6 年度：23,392 人
設置・管理等	宮崎県（森林経営課・東臼杵農林振興局）

3 共に学ぶ森

趣 旨 等	「ふれあい県民の森」構想の一環として、県民が森林の機能や林業の役割を学ぶための林業体験研修の場の提供を図るため、平成 9 年度に諸県県有林内に整備した。
所 在 地	宮崎市高岡町紙屋字赤木 9 番地 1
面 積	約 139ha
位 置	宮崎駅から西に約 25 km の位置にあり、海抜 140～200m の諸県県有林内にある。
林 相	スギやヒノキの人工林と広葉樹林が半々に分布しており、このうち人工林は、スギ 23%、ヒノキ 24% である。 また、広葉樹林は、ほとんどが天然生の 2 次林となっており、一部にクヌギ、カシ類の人工林が見られる。
施 設	多目的管理棟、駐車場、アクセス道
利 用 者	令和 6 年度：年 5 回、参加人数 188 人
設置・管理等	宮崎県（森林経営課）、指定管理者：公益社団法人宮崎県森林林業協会

4 川南遊学の森

趣 旨 等	森林への理解と関心を深め、県民参加の森林づくりを推進するため、森林環境教育のモデルフィールド及び森林とのふれあいの場として整備した。
所 在 地	児湯郡川南町大字川南字村上 26689 番地他
面 積	約 23ha
位 置	川南町市街地の北西約 7 km
林 相	スギ人工林、クヌギを主体とする落葉樹、シイ、カシ等の常緑樹及び湿原植物群落から構成されている。 また、センダンやヤマザクラなどの大径木が見られるほか、南側溪流沿い一帯に、準絶滅危惧種に指定されているナガバサンショウソウの自生地がある。
施 設	管理車道、林間歩道、展望施設、東屋、バイオトイレ、トイレ、野鳥観察施設、ベンチ、案内板等
講 座 等	令和 6 年度：年 12 回、参加者数 313 人
設置・管理等	宮崎県（環境森林課）、指定管理者：公益社団法人宮崎県緑化推進機構

第 3 節 自然歩道等

1 九州自然歩道

九州自然歩道は、自然の中で国民の健全なレクリエーション活動を推進するため、九州 7 県にある国立公園 4 か所、国定公園 4 か所及び県立自然公園 30 か所の山岳、高原、溪谷、海岸あるいは文化財等を有機的に結び、四季を通じて探勝できるよう、昭和 50 年度から 6 か年計画に基づいて整備され、総延長は約 2,900km です。

本県のコースは、祖母傾国定公園国観峠で大分県から引き継ぎ、5 市 9 町を經由して霧島錦江湾国立公園高千穂峰で鹿児島県に引き継ぐ 372km の区間です。

2 大規模自転車道

本県においては、綾宮崎自転車道と宮崎佐土原西都自転車道の 2 路線があり、家族連れによるサイクリング、通勤、通学等に利用されています。

